

遺伝子組換え生物実験室 申請書

日本女子大学長 殿

使用責任者 所属・職

氏名 (署名)

下記の遺伝子組換え生物実験室について申請します。

実験室管理責任者	所属部局の所在地	(〒)
	所属学部・学科・職	
	氏 名	
	連 絡 先	研究室名： 内線： E-メール：
拡散防止措置に係わる施設・設備	施設・設備の名称・建物の名称と階数 (注1)	
	拡散防止措置のレベル (注2)	
	実験室の面積と設備 (注3)	面積： 設備：
	取扱う組換え生物 (注4)	
	実施する実験の種類 (注5)	1. 微生物使用実験 2. 大量培養実験 3. 動物使用実験 (1) 動物作成実験 (2) 動物接種実験 4. 植物等使用実験 (1) 植物作成実験 (2) 植物接種実験 (3) きのか作成実験 5. 細胞融合実験
その他参考になる事項 (注6)		
申請にかかわる実験室についての安全主任者の意見		
	安全主任者の部局・職	氏名 (署名)
安全委員会の本申請に対する意見		
	安全委員長の部局・職	氏名 (署名)

申請書の作成にあたっては、以下の文書を参照してください。

1. 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）
（平成十五年法律第九十七号）
施行日：平成三十年三月五日 最終更新：平成二十九年五月三十一日公布（平成二十九年法律第四十一号）改正
http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000097
同説明書（文部科学省作成 平成 18 年 10 月版）
http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/carta_expla.html
2. 「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成 16 年文部科学・環境省令第 1 号）」（二種省令）
http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/data/anzen/syourei_02.pdf
3. 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件（平成十六年一月二十九日文部科学省告示第七号）最終改正：平成二十六年三月二十六日文部科学省告示第四十九号
http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n648_02.pdf

- (注 1) 実験室名または、実験室を区切るなどして施設を設けた場合にはその施設の名称を記し、建物の名称と階数を記す。
- (注 2) 拡散防止措置のレベル（P1、P2、P1A、P1P、P1/P1A など）を記入する。
- (注 3) 実験室または施設の構造と面積、ならびに拡散防止措置のレベルに応じて必要とされる設備について記載すること。
- (注 4) 宿主生物の種名、核酸供与者の種名、ベクター名等を記入する。建物の名称と、建物内での実験室、または施設の位置がわかるよう図示する。
- (注 5) 二種省令第 2 条の規定する実験の種類のうち、該当するものすべてについてその番号を○で囲むこと。
- (注 6) 取扱う組換え生物の特性を記載した論文またはその他の文書がある場合は記載すること。